

第二級アマチュア無線技士「法規」試験問題

25問 2時間

A - 1 次の記述は、電波法の目的及び電波法に定める定義について、同法の規定に沿って掲げたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

この法律は、電波の□A□な利用を確保することによって、公共の福祉を増進することを目的とする。
 「電波」とは、□B□以下の周波数の電磁波をいう。
 「無線電信」とは、電波を利用して、□C□を送り、又は受けるための通信設備をいう。
 「無線従事者」とは、無線設備の操作又は□D□を行う者であって、総務大臣の免許を受けたものをいう。

A	B	C	D
1 有効かつ適正	300 万ギガヘルツ	符号	その監督
2 有効かつ適正	300 万メガヘルツ	モールス符号	その監督及び管理
3 公平かつ能率的	300 万ギガヘルツ	モールス符号	その管理
4 公平かつ能率的	300 万メガヘルツ	符号	その監督

A - 2 次に掲げる事項のうち、アマチュア局の免許状に記載される事項でないものを、電波法の規定に照らし下の番号から選べ。

- 1 空中線電力 2 空中線の構成 3 電波の型式及び周波数 4 無線設備の設置場所 5 運用許容時間

A - 3 無線局の予備免許を受けた者は、総務省令で定める軽微な事項について工事設計の変更を行う場合、どうしなければならないか、電波法の規定により正しいものを下の番号から選べ。

- 1 あらかじめ許可を受けてから変更する。
- 2 あらかじめ届け出て受理されてから変更する。
- 3 変更した旨を工事落成後の検査の際に申し出る。
- 4 変更したときは、遅滞なくその旨を届け出る。

A - 4 次の記述は、無線局（包括免許に係る特定無線局を除く。）の廃止等について電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

免許人は、その無線局を□A□ときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
 免許人が無線局を廃止したときは、免許は、その効力を失う。
 免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、□B□以内にその免許状を返納しなければならない。
 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、遅滞なく□C□を撤去しなければならない。

A	B	C
1 廃止する	1 箇月	空中線
2 廃止する	10 日	送信装置
3 廃止した	1 箇月	送信装置
4 廃止した	10 日	空中線

A - 5 次の記述は、電波の質及び受信設備の条件について電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

送信設備に使用する電波の周波数の□A□、□B□等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。
 受信設備は、その副次的に発する□C□が、総務省令で定める限度を超えて他の□D□を与えるものであってはならない。

A	B	C	D
1 幅	空中線電力の偏差	電波又は高周波電流	無線局の運用に妨害
2 偏差	高調波の強度	電波	無線設備の機能に支障
3 偏差及び幅	空中線電力の偏差	電波	無線局の運用に妨害
4 偏差及び幅	高調波の強度	電波又は高周波電流	無線設備の機能に支障

A - 6 次の記述は、「スプリアス発射」の定義に関する電波法施行規則の規定について述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。ただし、□内の同じ記号は、同じ字句を示す。

「スプリアス発射」とは、□A外における一又は二以上の周波数の電波の発射であって、そのレベルを情報の伝送に影響を与えないで低減することができるものをいい、高調波発射、□B及び相互変調積を含み、□Aに近接する周波数の電波の発射で情報の伝送のための変調の過程において生ずるものを含まないものとする。

A	B
1 必要周波数帯	低調波発射、寄生発射
2 必要周波数帯	低調波発射
3 送信周波数帯	低調波発射、寄生発射
4 送信周波数帯	寄生発射

A - 7 次の記述は、送信装置の水晶発振回路に使用する水晶発振子について無線設備規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

水晶発振回路に使用する水晶発振子は、周波数をその許容偏差内に維持するため、次の条件に適合するものでなければならない。

- (1) 発振周波数が□Aの水晶発振回路により又はこれと同一の条件の回路によりあらかじめ試験を行って決定されているものであること。
- (2) 恒温槽を有する場合は、恒温槽は水晶発振子の□Bその温度変化の許容値を正確に維持するものであること。

A	B
1 試験用	温度係数に応じて
2 試験用	温度係数にかかわらず
3 当該送信装置	温度係数に応じて
4 当該送信装置	温度係数にかかわらず

A - 8 次に掲げる事項のうち、空中線の指向特性を定める事項として、無線設備規則に規定されていないものを下の番号から選べ。

- 1 主輻射方向及び副輻射方向
- 2 垂直面の主輻射の角度の幅
- 3 空中線を設置する位置の近傍にあるものであって電波の伝わる方向を乱すもの
- 4 給電線よりの輻射

A - 9 次の記述は、無線局の運用について電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

無線局を運用する場合においては、無線設備の設置場所、識別信号、□Aは、□Bに記載されたところによらなければならない。ただし、□Cについては、この限りでない。

A	B	C
1 周波数及び空中線電力	無線局事項書及び工事設計書の写し	遭難通信
2 周波数及び空中線電力	免許状	非常の場合の無線通信
3 電波の型式及び周波数	無線局事項書及び工事設計書の写し	非常の場合の無線通信
4 電波の型式及び周波数	免許状	遭難通信

A - 10 無線局は、相手局を呼び出そうとする場合において、他の通信に混信を与えるおそれがあるときは、どうしなければならないか、無線局運用規則の規定により正しいものを下の番号から選べ。

- 1 他の通信が行われているときは、少なくとも3分間待った後でなければ呼出しをしてはならない。
- 2 混信を与えないよう注意しながら呼出しをしなければならない。
- 3 その通信が終了した後でなければ呼出しをしてはならない。
- 4 空中線電力を低下させた後で呼出しをしなければならない。

A - 11 次の記述は、アマチュア業務のモールス無線通信において、海上移動業務の規定をできる限り準用することとされている呼出しの反復及び再開について、無線局運用規則の規定に沿って述べたものである。□□□ 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

呼出しは、□ A □ 以上の間隔をおいて □ B □ 反復することができる。呼出しを反復しても応答がないときは、少なくとも □ C □ の間隔をおかなければ、呼出しを再開してはならない。

	A	B	C
1	30 秒間	3 回	2 分間
2	1 分間	2 回	3 分間
3	1 分間	3 回	3 分間
4	2 分間	2 回	1 分間
5	2 分間	3 回	30 秒間

A - 12 次の記述は、非常通信について電波法の規定に沿って述べたものである。□□□ 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

非常通信とは、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が □ A □ 場合において、□ B □ を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は □ C □ のために行われる無線通信をいう。

	A	B	C
1	発生した	有線通信	電力の供給の確保
2	発生した	電気通信業務の通信	秩序の維持
3	発生し、又は発生するおそれがある	有線通信	秩序の維持
4	発生し、又は発生するおそれがある	電気通信業務の通信	電力の供給の確保

A - 13 次の記述は、無線局の免許の取消しについて電波法の規定に沿って述べたものである。□□□ 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ

総務大臣は、免許人（包括免許人を除く。）が次のいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。

- (1) □ A □、無線局の運用を引き続き 6 箇月以上休止したとき。
- (2) 不正な手段により無線局の免許を受けたとき。
- (3) 不正な手段により通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けたとき。
- (4) 不正な手段により識別信号、□ B □、空中線電力又は運用許容時間の指定の変更を行わせたとき。
- (5) □ C □ の停止の命令又は運用許容時間、周波数若しくは空中線電力の制限に従わないとき。
- (6) 免許人が電波法又は放送法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者に該当するに至ったとき。

	A	B	C
1	正当な理由がないのに	電波の型式、周波数	無線局の運用
2	正当な理由がないのに	周波数	電波の発射
3	届出をしないで	電波の型式、周波数	電波の発射
4	届出をしないで	周波数	無線局の運用

A - 14 次の記述は、無線従事者の免許の取消し等の処分について電波法の規定に沿って述べたものである。□□□ 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

無線従事者が電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、総務大臣はその無線従事者の免許を取り消し、又は □ A □ 以内の期間を定めてその □ B □ することができる。

	A	B
1	6 箇月	無線設備の操作の範囲を制限
2	3 箇月	業務に従事することを停止
3	3 箇月	無線局の運用を停止
4	1 箇月	業務に従事することを停止
5	1 箇月	無線局の運用を停止

A - 15 次に掲げるもののうち、無線従事者がその免許証を返納しなければならない場合を、無線従事者規則の規定に照らし下の番号から選べ。

- 1 住所を変更したとき。
- 2 無線従事者の免許を受けてから5年を経過したとき。
- 3 無線従事者の免許の取消しの処分を受けたとき。
- 4 無線従事者の業務に従事することについて停止の処分を受けたとき。
- 5 無線設備の操作を5年以上行わなかったとき。

A - 16 次の記述は、免許人が備え付けておかなければならない書類について電波法施行規則の規定に沿って述べたものである。
□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

移動するアマチュア局（人工衛星に開設するものを除く。）にあつては、その無線設備の常置場所に □ A □ を備え付け、かつ、総務大臣が別に告示するところにより、その送信装置のある場所に総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）が □ B □ を備え付けなければならない。

- | A | B |
|----------|-----------------|
| 1 免許状 | 証明する無線局の現状を示す書類 |
| 2 免許状 | 発給する証票 |
| 3 免許状の写し | 発給する証票の写し |
| 4 免許状の写し | 発給する証票 |
| 5 証票 | 発給する免許状 |

A - 17 次の記述は、電気通信の秘密に関する国際電気通信連合憲章の規定について述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

構成国は、□ A □ の秘密を確保するため、使用される電気通信のシステムに適合する □ B □ 措置をとることを約束する。

- | A | B |
|--------|----------|
| 1 公衆通信 | できる限り有効な |
| 2 公衆通信 | 実行可能な |
| 3 国際通信 | 技術的に可能な |
| 4 国際通信 | すべての可能な |

A - 18 次に掲げる周波数帯のうち、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の周波数分配表においてアマチュア業務（第三地域の場合に限る。）に分配されている周波数帯を下の番号から選べ。

- 1 1,606.5kHz～1,800kHz
- 2 1,800kHz～2,000kHz
- 3 2,000kHz～2,065kHz
- 4 2,065kHz～2,107kHz
- 5 2,107kHz～2,170kHz

A - 19 次の記述は、混信に対する措置に関する国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の規定について述べたものである。
□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

送信局は、□ A □ を満足に行うため □ B □ 電力で輻射する。

- | A | B |
|---------|---------|
| 1 信号の識別 | 必要な最小限の |
| 2 信号の識別 | 必要かつ十分な |
| 3 混信対策 | 必要な最小限の |
| 4 業務 | 必要かつ十分な |
| 5 業務 | 必要な最小限の |

A - 20 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の違反を認めた局は、同規則の規定によりどう措置しなければならないか、正しいものを下の番号から選べ。

- 1 違反した局に連絡しなければならない。
- 2 違反した局の属する主管庁に連絡しなければならない。
- 3 国際電気通信連合に報告しなければならない。
- 4 違反した局の属する国の主管庁及び国際電気通信連合に報告しなければならない。
- 5 違反を認めた局の属する国の主管庁に報告しなければならない。

B - 1 次に掲げる電波利用料に関する記述のうち、電波法の規定に照らし正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

ア 電波利用料とは、次に掲げる事務その他の電波の適正な利用の確保に関し総務大臣が無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用の財源に充てるために免許人が負担すべき金銭をいう。

- (1) 電波の監視及び規正並びに不法に開設された無線局の探査
- (2) 総合無線局管理ファイルの作成及び管理
- (3) 電波のより能率的な利用に資する技術を用いた無線設備について無線設備の技術基準を定めるために行う試験及びその結果の分析
- (4) 特定周波数変更対策業務

イ 免許人（包括免許人を除く。）は、除外規定がある場合を除き、電波利用料として、無線局の免許の日から起算して30日以内及びその後毎年その免許の日に応当する日（応当する日がない場合は、その翌日。以下「応当日」という。）から起算して30日以内に、当該無線局の免許の日又は応当日から始まる各1年の期間について、電波法に定める金額を国に納めなければならない。

ウ 免許人（包括免許人を除く。）は、電波利用料を納めるときには、その翌年の応当日以後の期間に係る電波利用料を前納することができる。

エ 無線局を廃止した場合は、前納した電波利用料の金額のうち、日割り計算による残余の免許の有効期間の日数分の額を還付する。

オ 無線局の免許申請手数料を納付した者は、当該無線局の免許の日から始まる1年の期間については、電波利用料を納めることを要しない。

B - 2 次の記述は、「占有周波数帯幅」及び「必要周波数帯幅」の定義について電波法施行規則の規定に沿って述べたものである。
□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

「占有周波数帯幅」とは、その上限の□ア 輻射され、及びその下限の□イ 輻射される平均電力がそれぞれ与えられた発射によって輻射される全平均電力の□ウ に等しい上限及び下限の周波数帯幅をいう。

「必要周波数帯幅」とは、与えられた発射の種別について、特定の条件のもとにおいて、使用される方式に必要な□エ 情報の伝送を確保するために十分な占有周波数帯幅の□オ をいう。

- | | | | | |
|-------|----------|-------------|------------|--------------|
| 1 量の | 2 速度及び質で | 3 周波数を超えて | 4 周波数帯において | 5 0.05 パーセント |
| 6 最大値 | 7 最小値 | 8 周波数未満において | 9 周波数帯を超えて | 10 0.5 パーセント |

B - 3 次のアからオまでに掲げる無線電信通信に使用する略符号とその意義との組合せが無線局運用規則の規定に照らし対応しているものを1、対応していないものを2として解答せよ。

略符号	意義
ア BK	送信の待機を要求する符号
イ CL	こちらは、閉局します。
ウ NO	今
エ QRT	送信を中止してください。
オ QSB	そちらの信号には、フェージングがあります。

B - 4 次に掲げるもののうち、電波法の規定により総務大臣に報告しなければならないものを1、報告を要しないものを2として解答せよ。

- ア 非常通信を行ったとき。
- イ 原因不明の重大な混信を受けたとき。
- ウ 非常の場合の無線通信の訓練のための通信を行ったとき。
- エ 電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたとき。
- オ 人の生命に重大な危害を及ぼす犯罪の現行犯人の逮捕に関し急を要する通信を行ったとき。

B - 5 次に掲げる記述のうち、局の技術特性として国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則に規定されているものを1、規定されていないものを2として解答せよ。

ア 発射の周波数帯幅は、スペクトルを最も効率的に使用し得るようなものでなければならない。

イ 周波数許容偏差及び不要発射レベルを技術の現状及び業務の性質によって可能な最小の値に維持するよう努力するものとする。

ウ 受信局は、関係の発射の種別に適した技術特性を有する装置を使用するものとする。

エ 局において使用する装置は、無線通信規則で定める型式及び名称のものを使用しなければならない。

オ すべての無線局についてスペクトルの効率的な使用に適する周波数帯幅拡散技術が使用されなければならない。